

社会福祉法人身延町社会福祉協議会  
令和2年度 事業計画書

【基本方針】

平成31年4月1日現在の身延町の人口は、11,726人で、前年同時期から413人の減少となっています。高齢化率は、44.4%から45.5%と高くなった一方で、0歳から14歳の年少人口は6.5%から6.3%と低下し、少子高齢化と過疎化に歯止めがきかない状態が続いています。日本の高齢化率が2060年には約50%になると言われていますが、本町はすでにその状況になっています。

また、高齢者数5,330人のうち、ひとり暮らし高齢者世帯は1,584世帯（高齢者のうちの29.7%）、高齢夫婦世帯が777世帯（高齢者のうちの29.2%）で、地域における見守りや支え合い、助け合いがより大切なことになってきています。

家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、災害時支援、消費者被害など、地域からの孤立に起因する様々な生活課題も深刻化しています。

このような現状を踏まえ、平成30年11月に設置された「身延町地域支え合い協議会」により地域における「支え合い」の取り組みがすでに始まっています。困ったときに「助けて」「いいよ」と言える「お互い様の地域づくり」推進のきっかけづくりを本会が受け持ち、昨年からの活動も開始されました。

従来 of 公的福祉サービスだけでは不十分な地域において、身近な生活課題に対応できる「支え合い」を進めるための地域福祉の在り方を協議することが、本会に課される重要な役割であります。今年度はこの「支え合い」事業を更に押し進めてまいります。

また、本会が運営している介護保険3事業（居宅介護支援、通所介護、訪問介護）につきましては、独立採算事業であり、今後も厳しい経営状況が見込まれますが、そのような状況下にあっても効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを提供してまいります。

町の受託事業、補助事業についても積極的に展開することにより、誰もが住み慣れた地域で家族や友人、地域住民とともに、心豊かに健康的で生き生きとした生活ができる福祉社会の実現に向けて、努力してまいります。

前例にとらわれない事務事業の改善や見直し、更なる創意工夫により経費の縮減を図り、目の前の課題解消に向け、取り組んでまいります。

## 【事業計画】

### 1 法人運営事業

#### ◎事業推進体制及び経営基盤の強化

住民のニーズに対応できるよう、事務局体制の充実強化を図るとともに、事業等の共通理解を深め、質の高い事業・サービスを実施するための知識と技術を身につける研修会に参加します。また、事業及び経費の見直し、財源の確保等により、経営基盤の強化に努めます。

- ① 理事会・評議員会・改革検討委員会等の開催
- ② 自律的な事務局体制の構築
- ③ 役職員に対する研修機会の確保
- ④ 地域福祉活動の推進
- ⑤ 関係機関・関係団体との連携強化
- ⑥ 賛助会員入会の促進
- ⑦ 事業の内容、経費の見直し、財源確保等の検討

#### ◎広聴広報活動の充実・啓発活動の推進

「社協だより」などにより地域福祉情報の提供に努めてまいります。また、各種イベントを開催し、地域福祉（活動）の普及啓発に努めます。さらに、ホームページ等を活用し、広く情報を発信してまいります。

- ① 「社協だより」の発行及び町広報紙・回覧の活用
- ② 本会への意見募集（メール及びご意見箱の設置）
- ③ 本会ホームページの活用
- ④ 福祉医療機構による福祉・保健・医療の総合情報サイト、県の介護サービス情報公開システム等による公開
- ⑤ 「みのぶまつり」（健康と福祉部門）の開催
- ⑥ 「ボランティアの集い」等の開催
- ⑦ 各種団体の会議や行事の場への広報・啓発活動

### 2 ボランティアセンター事業

#### ◎ボランティア活動の推進と社会参加の促進

ボランティア活動のすそ野を広げ、誰もが地域福祉活動に参加できるような講座、講演会を開催します。また、地域での活動の場づくりを進め、ボランティア活動に新しい福祉の活力を取り入れるため、町内大学等との連携をさらに進めていきます。

災害ボランティアセンターについては、設置運営訓練を開催し、住民の意識高揚を図ります。

- ① ボランティアセンターの組織・機能充実
- ② ボランティア団体等への支援
- ③ ボランティア情報紙の発行
- ④ ボランティア学習会の開催
- ⑤ ボランティア普及協力校事業への協力
- ⑥ 災害ボランティアセンター機能の充実
- ⑦ ボランティア連絡協議会の支援
- ⑧ 手話講座の開催
- ⑨ 町内大学との連携強化
- ⑩ ボランティア（個人・団体）の登録と活動の斡旋

### 3 権利擁護事業及び援護事業

◎地域での生活を継続できるように相談支援、情報提供、連絡調整

認知症高齢者や知的・精神障がい者等が自立した日常生活を安心して送れる様に日常生活自立支援事業により援助します。また、生活困窮世帯の自立支援を目的に県社協と連携して、各種貸付制度の充実に努めます。

- ① 日常生活自立支援事業の充実（基幹的社協事業を含む）
- ② 生活福祉資金貸付償還事務の受託実施（県社協受託事業）
- ③ 社会福祉金庫の貸付事業
- ④ 法外援護費の支給

### 4 相談事業

◎各種相談に応じ、住民の生活の安定と安心を支える

日常の心配ごとが気軽に相談できる場として、「心配ごと相談所」を町内3箇所定期的に開設します。また、行政等の他機関とも連携して心配ごとの解決に努めてまいります。さらに、法的な内容の相談については、弁護士による無料法律相談を年6回行い、専門的見地による相談環境の充実に努めます。

- ① 心配ごと相談所の開設（毎月2回）
- ② 他の相談機関との連携
- ③ 弁護士による無料法律相談（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

### 5 共同募金配分金事業

◎「じぶんの町を良くする仕組み」のスローガンで地域の福祉に貢献

町民の皆様から地域福祉の推進を図るためにいただいたご寄附は、募金の精神に絶えず立ち返り、大切に使用させていただきます。また、募金活動を推進し、事業の取り組みと成果は寄付者の皆様の目に見える形で理解いただけるよう努めます。

- ① 県共同募金会身延町分会の事務局担当
- ② 共同募金活動の推進及び募金使途についての広報活動の充実
- ③ 共同募金配分金事業の実施

## 6 受託事業

### ◎町・県社協との連携した受託事業の充実

事業現場における利用者等の声に耳を傾け、より充実した事業が実施できるように努めます。また、事業の目的が達成されているかを町とともに検証し、PDCA サイクルを意識して継続的に業務改善に取り組みます。

#### 町受託事業

- ① 生活支援体制整備事業  
第2層地域支え合い協議会のコーディネートをします。
- ② 配食サービス事業  
食事の調理業務と配達業務を実施します。
- ③ 生きがい活動支援通所事業  
生きがい広場の運営をします。
- ④ 家族介護者交流事業  
在宅介護者の集いを開催します。
- ⑤ 介護予防事業  
高齢者男性料理教室を開催します。
- ⑥ ホームヘルプサービス事業  
軽易な日常生活上の援助を行います。
- ⑦ 移動支援事業  
障害者（児）に対し外出の為の支援を行います。
- ⑧ 日中一時支援事業  
障害者（児）のいる家族の就労や一時的な休息を確保するとともに、見守りや訓練等を行います。
- ⑨ 養育支援訪問事業  
様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事援助を行います。

#### 県社協受託事業

- ① 生活福祉資金貸付事業  
申し込み受付や生活全般にかかる総合相談、償還等の業務
- ② 日常生活自立支援事業  
福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり

## 7 地域福祉事業

### ◎住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉の地域づくりの展開

地域福祉関係団体や小中学校への講師派遣と助成を行う中で、地域福祉に対する理解を深めてもらうとともに、さまざまな団体、機関、住民との連携、協働により、地域福祉の課題を解決していくための諸事業を推進します。

- ① 福祉関係団体に対する支援（講師派遣・福祉団体への助成）
- ② 福祉教育の推進（小中学校への講師派遣・福祉教育への助成）
- ③ 地域支え合い事業の推進

## 8 在宅福祉・介護保険等による事業

### ◎安定した介護保険事業等の経営と利用者ニーズに沿ったサービス提供

地域における医療と介護の連携を強化するための仕組みづくりに向け、本会が担うべき介護保険事業の公益性を検討します。また、各サービス提供事業所や他担当と密に連絡調整し、社協らしいサービスの提供を行います。

町の包括支援センターと連携し、事業所ごとにサービス提供の需要と他事業所の供給量を考慮する中で、本会介護事業の効率化、改廃を含めた経営改善に取り組んでいきます。

- ① 通所介護事業所の経営
- ② 居宅介護支援事業所の経営
- ③ 訪問介護事業所の経営
- ④ 居宅介護事業所の経営（障がい福祉サービス事業）

## 9 その他事業

福祉関係諸団体の事務局を担当し、地域福祉の実態及び福祉ニーズの発掘と諸団体が生き生きと活動できる条件整備に努めます。

高齢者福祉の観点から門野の湯等の地域資源を有効に活用するため、福祉バスの運行を行います。また、運行の見直しを行い、福祉のまちづくりに資する研修等に有効活用できるような運用を検討します。

いきいき山梨ねんりんピックの予選も兼ねた、軽スポーツであるグラウンドゴルフ大会を開催し、高齢者の地域間交流にも資するような大会に努めます。

- ① 福祉関係諸団体の事務局担当（すこやかクラブ・身体障がい者福祉会・ボランティア連絡協議会）
- ② 福祉バスの運行と活用
- ③ グラウンドゴルフ大会の開催
- ④ 高齢者被害対策教室等の開催